

氏名(本籍)	奥田俊博(埼玉県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博甲第1,981号		
学位授与年月日	平成11年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	『古事記』『万葉集』の表記と表現		
主査	筑波大学教授		芳賀紀雄
副査	筑波大学教授		犬井善壽
副査	筑波大学教授		稲垣泰一
副査	筑波大学教授	博士(文学)	湯澤質幸
副査	筑波大学教授		松本肇
副査	筑波大学助教授		矢澤真人

## 論文の内容の要旨

本論文は、『古事記』と『万葉集』の両書にわたる表記(和語の、漢字を用いての表記)と文字表現の研究である。従来は、主としてその各々について別個に研究が進められ、それぞれにおいて高い研究水準が示されているが、著者は、日本古代文学全般に通底する表記と文字表現のありようを解明すべく、その点できわめて重要な『古事記』と『万葉集』に焦点を絞って論述している。本論文の構成は以下の通りである。

- 序章 『古事記』『万葉集』の表記における問題点
- 第一章 正訓字の様相
- 第二章 正訓字と借訓字との間の揺れ
- 第三章 表意性を有する仮名(借音字・借訓字)の問題
- 終章 『古事記』『万葉集』の表記と表現—まとめと将来の課題—

序章では、『古事記』と『万葉集』の各々についての先行研究を分析し、まずは表記の研究における問題の所在を明らかにする。すなわち、著者は、従来の表記の分類が、個々の用字から見た分類基準と語の単位から見た分類基準とを合わせた分類にとどまり、しかも、各々の分類項目に属する典型例を掲げるに過ぎないと批判した。確かに『古事記』『万葉集』の表記には、実際の用例に即してみると、正訓字(和語の意味と漢字の字義とが対応する用字)か借訓字(漢字の持つ訓を借りた表音の用字)か判断の困難な用字も少なく、著者はこれらの用字を表記法としていかに位置づけるかが問題となると強調して、本論への導入をはかる。

第一章では正訓字の表記の問題を取りあげ、『古事記』『万葉集』に用いられる正訓字は、和語の語義が漢字の本来的な字義に意味的に対応するという関係が基本であるとしつつも、両書には、たとえば、琴を演奏する意の「控(ひく)」「天皇控御琴而(すめらみこと、みことをひきて)」、『古事記』、水を手ですくう意の「結(むすぶ)」「結飲都(むすびでのみつ)」、『万葉集』など、漢字の本来的な字義としては認められない例の存する事実を指摘する。著者は、これを「和化された字義を担う字」と定義し、この用法が両書にわたることを明らかにしている。そして、この「和化された字義を担う字」の成立には、字訓字(和語による訓みを伴う漢字)の用法が大きくかかわっており、表記される和語の意味領域に和訓(和語による訓み)の意味領域が引き寄せられた結果として生じた表記として、正訓字のなかに位置づけるものと論じている。

第二章では、正訓字か否かという認定にかかわって、常に問題となる正訓字か借訓字かという解釈の揺れ、そ

の揺れが端的に認められる『万葉集』の懸詞の表記を取りあげる。そこで著者は、一首全体の意味に注意を払って検討を加え、たとえば、「秋の日の穂田を雁（「刈り」と「雁（かり）」が鳴（ね）暗くは夜のほども鳴き渡るかも」の「雁」の表記のように、正訓字か借訓字かという点で解釈の揺れる懸詞の表記は、正訓字と位置づけること、また、懸詞の表記に際しては、より一般化して、かつ表現性を有する方を選ぶという意識が存したことを証明する。さらに、同じく問題の多い『万葉集』の「去」の訓、すなわち正訓字と捉えれば複合動詞後項の「～ゆく」、借訓字と捉えれば助動詞「ぬ」（「いぬ」の「い」の母音が脱落した借訓字）の連体形「ぬる」已然形「ぬれ」についても検討し、「ゆく」と「ぬる」、「ゆけ」と「ぬれ」の間で解釈の揺れる場合、「ゆく」「ゆけ」と解すべきことを、表記法から明らかにするに至っている。

表記上の問題は、もとより上述の訓字（正訓字と借訓字）にのみとどまるものではなく、仮名すなわち借音字（音仮名、漢字の持つ音を借りた表音の用字）借訓字（訓仮名、漢字の持つ訓を借りた表音の用字）にも存する。なかで、その仮名が、たとえば、「黒牛の海 紅丹穂経（くれなゐにほふ）」の「丹穂」のように、「にほふ」の照り輝くという語義に対応して「丹色（にいろ）の穂」といった意味を喚起する表意性を持つに至っている例が注意される。その表意性を有する仮名について『古事記』『万葉集』の両書にわたって論述するのが第三章である。著書によれば、上掲の例は（1）「語義に対する意識を反映した仮名」で、『古事記』『万葉集』に共通するという。さらに著者は、『万葉集』には、（2）「歌中の用字と意味的に対応する仮名」（3）「歌の内容に対応する仮名」の型があり、用法に広がり認められると論じつつ、『古事記』においては基本的に訓字表記が用いられているため、表意性を有する仮名の使用範囲が限定されていること、『万葉集』の方は、訓字と仮名を併用するという点、また、それを前提として作者の意識的な表記に拠るところが大きいことを明らかにしている。

なお、終章は、第一章から第三章までの論述を要約しつつ、懸詞の表記の選択、表意性を有する仮名の使用などは、字訓字を利用した和語の表記を基盤として、総じてより豊かな和語の表現を追及したものであったと定位して結ぶ。

## 審査の結果の要旨

本論文が日本古代文学全般にわたっての表記と文字表現の位置づけを念頭に置き、とくに問題となる『古事記』と『万葉集』の、両書における表記の共通点・差異点を明確にしたことは、きわめて意義の深いことであった。第一章の、『古事記』と『万葉集』の表記についての「和化された字義を担う字」の検討は、中国の文献を博捜し、漢字の本来的な字義と和語の持つ意味とを逐一対応させてゆくという、緻密な作業の積み重ねの上でなされており、本論文のなかでも出色の内容となりえている。

また、第二章における懸詞の表記と「去」の訓の問題についても、従来の研究には見られなかった斬新な分類を施し、その上に立った論証は、説得力のあるものと言えよう。わけても「去」についての論証は、諸本・諸注において揺れのある訓を、法則性を有するものとして定めようとした意欲的な試みであり、『万葉集』歌の今後の注釈に一石を投ずる成果を挙げている。

さらに、表意性を有する仮名の問題についても、先学の、個々の用例についてのみの指摘を総合して分類に踏み切っており、なおかつ『万葉集』を中心とした従来の指摘に『古事記』の例をも加えるという点で、新たな進展を見せている。

上述のように、本論文は、緻密な論証に支えられた高い研究水準を示しているが、ただし、『古事記』が散文であり、『万葉集』が韻文であるという、両書の間横たわる最も基本的な文体の問題を完全に克服するに至ったとは判定しえない面がある。また、表題に「表記と表現」と並列した、その文字表現についての論証が、なお十分とは言えない憾みを残している、さらに『日本書紀』『風土記』ひいては金石文・木簡などの他の文献・資料についての研究が、『古事記』と『万葉集』の表記と表現の問題にいかにかかわってくるのか、そのことは本

論文の終章においても「将来の課題」として言及しているが、確かに著者にとっての将来の課題となろう。

とはいえ、著者が試みた『古事記』と『万葉集』にわたっての表記と表現の研究は、そのこと自体に十分な価値が認められるのみならず、本論文第一章から第三章にかけてのいずれの論述を取りあげても首肯すべき結論に達しており、今後の日本古代文学の表記についての研究に与える影響は多大であると判断される。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。